

令和2年分「定期報告書」の提出 をお願いします！

Q.何を提出するの？

A.毎年**2月1日時点の家畜の飼養状況**について家畜保健衛生所に報告する義務があります。

◆報告事項

1. 基本情報 (1) 家畜の所有者および管理者の氏名又は名称および住所
(2) 農場（飼養場所）の名称および住所
(3) 家畜の種類および頭羽数 など
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況
3. 添付書類 (1) 農場の平面図（衛生管理区域などを明示）
(2) 家畜の飼養密度
(3) 埋却地の確保状況（所在地、面積、利用状況） など

Q.対象になる動物は？

A.牛、水牛、鹿、豚（ミニブタ・イノブタを含む）、いのしし、馬、めん羊、山羊、鶏（ウコッケイ、チャボを含む）、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥が対象です。愛玩として飼育している動物も対象です。

Q.いつまでに提出するの？

A. **令和2年3月31日**までの提出にご協力ください。

Q.どこに提出するの？

A. **中央家畜保健衛生所（〒501-1112 岐阜市柳戸1-1）**
へ提出してください。

Q.なぜ提出するの？

A.家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づきます。家畜伝染病の発生時に迅速かつ的確なまん延防止措置を行うためにご協力をお願いします。

